裁　決　書

審査請求人　　○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
　　○○　○○
処分庁　　福岡市○○福祉事務所長
　　○○　○○

審査請求人が、平成 30 年 11 月 28 日付けで提起した、処分庁福岡市○○福祉事務所長が審査請求人に対し、平成 30 年８月 30 日付け○○○第○○号で行った、生活保護法第 78 条第１項に基づく保護費の徴収処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主　　文

１　本件処分に係る徴収金額のうち○○○○円を超える部分を取り消す。
２　本件審査請求のうち、その余の部分に係る審査請求を棄却する。

第１　事案の概要

１　平成 22 年 11 月 10 日（以下「保護開始日」という。）、処分庁は、審査請求人の世帯に対して、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）による保護（以下「保護」という。）の適用を開始した。
２　平成 30 年８月 29 日、処分庁は返還会議を開催し、別事案に関する通報ではあるが、当該通報を契機として調査・把握した審査請求人が処分庁への申告無く得た審査請求人名義の銀行口座への入金及び振込みによる収入（平成 25 年９月２日分から平成 30 年３月 22 日分まで）○○○○円（以下「本件収入」という。）に、100 分の 40 を乗じて得た○○○○円（以下「加算金」という。）を加えた合計○○○○円（以下「徴収対象額」という。）のうち、支給済みの保護費（平成 25 年９月分から平成 30 年８月分まで。ただし、平成 28 年５月から平成 29 年１月までの保護費の一部については、別に徴収決定がなされており、当該徴収決定金額を除いて計算したもの。）相当額である○○○○円（以下「原処分額」という。）について、法第 78 条第１項の規定により徴収することを決定した。
３　平成 30 年８月 30 日、処分庁は、来庁した審査請求人に対して、上記２の決定に基づいた「保護費の徴収について（平成 30 年８月 30 日付け○○○第○○号）」を手交した（本件処分）。

4　平成 30 年 11 月 28 日、審査請求人は、本件処分を不服として、審査庁　福岡市長に対し審査請求を行った。

第２　審理関係人の主張の要旨

1　審査請求人の主張

審査請求人は、以下の理由から本件処分に不服があり、本件処分の取消しを求めると主張する。

（1）　審査請求書別紙①

①　平成 30 年６月にこの問題を役場で指適（原文ママ）された時、その場でキャッシュカードをＩ氏に借していて（原文ママ）、入出金は彼が行ったむねを担当者にデンワを代り、Ｉ氏より私は無関係である事を、証明しました。

その後、Ｉ氏のデンワ番号も担当者に知らせてますが、一切の事情を聞く事がなく、この決定がされました。

②　口座は個人名義で、法人名義でありません。よって、隠とくする、意思はありませんでした。

③　再度これはＩ氏の商取引であり私は一切関わっていない事を主張します。

（2）　平成 31 年３月 31 日付け審理員あて回答書

個人の息子、○○、等、○○○○○○○（原文ママ）以外は、認めて、おります。○○○○（原文ママ）の件は、○○氏（○○○○○○○○○○）へ確認していただければ、と希望しています。○○氏に私との関係の有無について、文章で、書いて、もらい役場に提出するつもりです。

2　処分庁の主張

処分庁は、以下の理由から本件処分は適法かつ妥当なものであり、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めると主張する。

本件処分は、審査請求人が保護受給期間中に、審査請求人名義の銀行口座に第三者からの入金及び振込みによる収入を得ていたにもかかわらず、当該収入を届け出ることなく、不正に保護を受給していたことが認められることから、法第 78 条第１項に基づき行ったものである。

第３　理由

1　本件に係る法令等の規定について

（1）　保護の補足性、基準及び程度について

法第４条第１項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定し、また、法第８条第１項は、「保護は、厚生労働大臣の定める

基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定している。

（２） 報告及び調査について

法第 28 条第１項は、保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第 77 条若しくは第 78 条（第３項を除く。）の規定の施行のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させることができる旨規定している。

（３） 届出の義務について

法第 61 条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と規定している。

（４） 費用等の徴収について

① 法第 78 条第１項は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に 100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。」と規定している。

② 「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成 18 年３月 30 日付け社援保発第 0330001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知（平成 30 年９月 28 日社援保発 0928 第３号による改正までのもの）。以下「平成 18 年国課長通知」という。）

法第 78 条の適用の判断に関して、平成 18 年国課長通知（Ⅳ、４）に次の記載がある。

> ４ 法第 78 条の適用の判断
>
> （１） 法第 78 条の趣旨
>
> 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、または他人をして受けさせた者は刑法該当条文（詐欺等）又は法第 85 条の規定によって処罰される。しかしながら、これだけでは保護金品に対する損失は補填されないため、係る不法行為により不正に保護を受けた者から保護費又は就労自立給付金を返還させるよう法第 78 条が規定されている。
>
> 注）「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる。（中略）
>
> （２） 法第 78 条の適用
>
> （中略）
>
> ウ 法第 78 条によることが妥当であると考えられるものは、具体的には以下の状況が認められるような場合である。
>
> （ア） 届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき

（イ）　届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき
（ウ）　届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき
（エ）　保護の実施機関の課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書等の内容が虚偽であることが判明したとき
○　したがって、例えば被保護者が届出又は申告を怠ったことに故意が認められる場合は、保護の実施機関が社会通念上妥当な注意を払えば容易に発見できる程度のものであっても法第 63 条でなく法第 78 条を適用すべきである。
○　また、費消したという本人の申立のみで安易に法第 63 条を適用し、不正額の一部を返還免除するような安易な取扱いは厳に慎むべきものである。

③　「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成 24 年７月 23 日付け社援保発 0723 第１号厚生労働省社会・援護局保護課長通知（平成 30 年９月 28 日社援保発 0928 第２号による改正までのもの）。以下「平成 24 年国課長通知」という。）

法第 78 条に基づく加算措置の適用に関して、平成 24 年国課長通知（３）に次の記載がある。

３　不正受給に対する徴収金への加算
法第 78 条第１項又は第３項により、不実の申請その他不正な手段により保護若しくは就労自立給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者に対し、当該不正受給に係る徴収金の額に、100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を加算して徴収することができることとしている。
当該加算措置を適用することが妥当であると考えられるものは、以下の状況が認められるような場合である。
①　収入申告書等の提出書類に意図的に虚偽の申告をする、又は偽造、改ざんするなど不正が悪質、巧妙であるとき
②　過去に保護費の不正受給を繰り返し行っていたり、必要な調査に協力しないなどの状況があるとき
③　不正受給期間が長期にわたるものであるとき
当該加算措置を適用するか否かの判断に当たっては、不正の事実の発覚後、事実確認に協力的であることや不正に受給した金銭の返還に積極的に応じる意向を示すなどの状況についても合わせて考慮することとし、原則として保護の実施機関が設置するケース診断会議等において、総合的に検討を行う必要がある。（以下略）

④　「生活保護問答集について」（平成 21 年３月 31 日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「国問答集」という。）。

平成 24 年国課長通知に示されている「不正受給期間が長期にわたるものであるとき」の目安として、「おおむね１年以上を目安とすることが適当であると考えられる。」とされている。（「生活保護手帳　別冊問答集　2018 年度版」、問 13-26-２を引用）

⑤　市通知

法第78条第１項に基づく加算措置の適用に関して、福岡市では、国が示した上記②から④までを踏まえ、市独自の基準を定めているところ（平成26年７月１日付け保護第346号保健福祉局総務部保護課長通知（以下「市通知」という。））、市通知には次の記載がある。

> １　対象
>
> 以下のいずれかに該当する状況であると認められるとき。
>
> なお、加算を行うか否かの判断に当たっては、不正の事実の発覚後、事実確認に協力的であることや、不正に受給した金銭の返還に積極的に応じる意向を示すなどの状況についても合わせて考慮し、原則としてケース診断会議等において、総合的に検討を行うこととする。
>
> （１）　収入申告書等の提出書類に意図的に虚偽の記載をする、又は偽造、改ざんするなど不正が悪質、巧妙であるとき。
>
> （２）　過去に保護費の不正受給を繰り返し行っていたり、必要な調査に協力しないなどの状況があるとき。
>
> （３）　不正受給期間が長期（おおむね１年以上を目安とする）にわたるものであるとき。
>
> ２　（略）
>
> ３　加算額
>
> 徴収金に100分の40を乗じた額のみとする。
>
> ４～６　（以下略）

（５）　平成18年国課長通知、平成24年国課長通知及び国問答集は、いずれも地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の９第１項及び第３項の規定による処理基準であり、その内容は法に定める事務を地方公共団体が執行するに当たっての解釈運用指針として、また、市通知は上記国が示した処理基準を踏まえ定められた解釈運用指針として、それぞれ合理的なものであると認められる。

そこで以下、本件処分が法令並びに平成18年課長通知、平成24年課長通知、国問答集及び市通知に沿って適正に行われているか判断することとする。

２　本件処分について

（１）　認定事実について

審理関係人の主張及び証拠書類から、以下の事実が認められる。

①　審査請求人名義の銀行口座、取引履歴等について

ア　平成30年１月24日、処分庁は、審査請求人の資産及び収入の状況確認のため金融機関に対し一斉調査を行った結果、審査請求人名義の口座が〇〇銀行（口座番号〇〇〇〇。以下「〇〇口座」という。）に存在する旨の回答を、また、同年４月18日、〇〇〇〇銀行への個別照会を行った結果、〇〇〇〇銀行（口座番号〇〇〇〇。以下「〇〇口座」という。）に存在する旨の回答を受けたこと。

イ　○○口座の取引履歴からは、保護開始日以降、「○○○○○○○」名義の振込みが、平成25年９月５日（○○○○円）及び平成29年11月14日（○○○○円）の○回にわたって行われていたことが確認できること。

ウ　○○口座の取引履歴からは、保護開始日以降、「○○○○○○○」名義の振込みが計○回、「○○○○○○○」名義の振込みが計○回、「○○○○○○○○」名義の振込み及び「○○○○○○○○」名義の振込みが各○回ずつの合計○回の振込み並びにＡＴＭからの多数回の入金が行われていたことが確認できること。

エ　処分庁が平成30年７月10日に審査請求人から提出を受けた○○口座及び○○口座の通帳の写しのうち、○○口座の取引履歴から、「○○○○○○○」名義の振込みが、同年３月22日に行われていたことが確認できること。

②　審査請求人と処分庁職員とのやりとりについて

ア　平成30年６月20日、処分庁は、上記①アからウまでに関して、来庁した審査請求人から以下のとおり聞き取りを行っていること。

（ア）　「○○○○○○○」氏（以下「○○○○氏」という。）及び「○○○○○○○」氏（以下「○○○氏」という。）について

昔の仕事仲間であり、それぞれからの振込みの趣旨は審査請求人の生活費に充てるための借金であるが、それを裏付ける受領証等の証拠書類はないこと。

本件各振込みについて、費用の返還に応じる意向があること。

（イ）　「○○○○○○○○」氏（以下「○○○○氏」という。）について

審査請求人の子であり、同氏からの振込みの趣旨は仕送りであること。

本件振込みについて、費用の返還に応じる意向があること。

（ウ）　「○○○○○○○」氏（以下「○○○○氏」という。）について

過去、知人の麻雀店経営者である○○氏（以下「○○氏」という。）に対して、○○口座の預金通帳を貸与していた期間（以下「貸与期間」という。）があり、同通帳は、貸与期間中、○○氏によって賭け麻雀のために使用されていたと思われること。

貸与期間中、○○口座に、○○○○氏に対する出金記録及び同人からの入金の記録があるが、審査請求人とは面識がないこと。

同通帳は、現時点では○○氏から返却を受けていること。

（エ）　ＡＴＭから○○口座への入金について

貸与期間中のものであり、審査請求人にはその趣旨がわからないこと。

イ　平成30年６月20日、審査請求人が処分庁にて○○氏と名乗る者（以下「自称経営者」という。）へ架電し、その通話を処分庁の職員（以下「ＣＷ」という。）が引き取って自称経営者へ質問したところ、以下の内容の申立てを得ていること。

（ア）　審査請求人から○○口座の預金通帳の貸与を受け、それを○○○○氏の使用に供したこと。

（イ）　審査請求人は一切関わっていないこと。

ウ　平成30年７月４日、ＣＷから審査請求人に対し、○○口座と○○口座の預金通帳をそれぞれ記帳の上、処分庁に持参するよう指導したところ、審査請求人

は、○○口座の預金通帳については、手元にないと一旦返答したが、○○氏から返却されたのではないかとＣＷが指摘するや、一転、自宅にあったと前言を翻したこと。

エ　上記①のエに関して、平成 30 年７月 10 日、処分庁は、審査請求人から、次に掲げる内容を聞き取っていること。

（ア）　「○○○○○○○」氏（以下「○○○氏」という。）は、○○○に居住する知人であり、同氏からの振込みの趣旨は、○○○に住む共通の知人の子の結婚祝いとして預かったものであるが、それを裏付ける証拠書類はないこと。

（イ）　本件振込みについて、費用の返還に応じる意向があること。

オ　平成 30 年７月 31 日、ＣＷが審査請求人に架電し、貸与期間中の収入について審査請求人が関与していないのであれば、そのことを証明する証拠書類等の提出を求めたところ、審査請求人から、○○氏の証言が全てであり、それ以上の証明は困難との返答を受けたこと。

カ　平成 30 年９月 18 日、ＣＷが審査請求人に架電した際、審査請求人から次の返答又は対応があったこと。

（ア）　個人名で振込みのあった金額については徴収されても仕方ないが、ＡＴＭからの入金額まで徴収決定額に含まれるのはおかしい。自身の収入でなく、頼まれて入金していただけであること。

（イ）　○○氏に貸与していたのは○○口座の預金通帳ではなくキャッシュカードであって、同通帳は審査請求人が管理していたこと。

（ウ）　ＣＷから、時として○○○○円を超えるＡＴＭからの入金について質問したところ、「他の人にも迷惑がかかる」と言って応答が得られなかった。

③　届出の義務について

次のアからウまでのとおり、審査請求人は、少なくとも平成 22 年 12 月２日、平成 23 年 11 月 15 日及び平成 26 年９月 18 日に、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、処分庁に届出をする義務があること等について、処分庁から書面で説明を受けていること。

ア　平成 22 年 12 月２日、処分庁は、審査請求人に対して「保護のしおり」に基づき、権利・義務を説明しているところ、同しおりには、「生活保護を受けている人の義務」の項目に「生活の状況が変わったときなどは、必ず届け出てください。」（同しおり６頁）、「収入、支出その他生活の状況が変わったときなどは、福祉事務所（保護課）に届け出を行う義務があります。」（同しおり８頁）と記載されていること。

また、同しおりには、「働きによらない収入の例」として、「※保護課が事前に認めた一部の貸付金を除き、生活保護受給中の借金（年金担保を含む）は、収入として見なされます。」（同しおり９頁）と記載されていること。

イ　平成 23 年 11 月 15 日、処分庁は、審査請求人に生命保険の解約返戻金について保護費の不当受給があったことから、「指導指示書」を交付しているところ、同書には「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき

は、すみやかに福祉事務所に届出をする義務があります。」と記載され、その根拠である法第61条が示されている。そして、審査請求人は、同書の下段に「平成23年11月15日　上記承知しました」と記載の上署名押印していること。

ウ　平成26年9月18日、処分庁は、審査請求人に対して「生活保護ルールブック」を交付し、生活保護の趣旨及び義務について説明しているところ、同ルールブック中「届出の義務（生活保護法第61条）」の項目に「世帯のすべての収入や世帯の状況などに変動があったときは、すみやかに福祉事務所に届け出てください。」とあり、収入の具体例として「②働きによらない収入について」の項目に「世帯外からの援助や仕送り」が掲げられており、「福祉事務所の承認なく、借入（借金）は認められません。借入は収入とみなされ、保護費が減額になります」と記載されていること（同ルールブック３頁）。

④　審査請求人から処分庁に提出された収入申告書について

審査請求人が処分庁に提出した「収入申告書」（報告期間を平成25年８月から平成30年８月まで（ただし、平成28年１月分は確認できず）としたもの）のうち、平成30年６月20日付けの収入報告書（平成29年９月から11月までを報告対象期間としたもの）には「〇〇〇〇」氏から〇〇〇〇円、また、同日付けの収入報告書（平成30年３月から５月までを報告対象期間としたもの）には、「〇〇〇〇〇〇〇〇」氏から〇〇〇〇円の収入を得ていることがそれぞれ記載されていること。

⑤　本件処分について

ア　平成30年8月29日、処分庁は返還会議を開催し、地方自治法第236条第１項に規定する消滅時効が完成していない平成25年９月から、返還会議を開催した日の属する月である平成30年８月までの期間（以下「徴収対象期間」という。）中の〇〇口座及び〇〇口座への入金及び振込総額のうち、同期間中に支給済みの保護費総額を限度として、法第78条第１項を適用することと判断していること（次の(ア)から(エ)まで参照）。

(ア)　処分庁が認定した本件収入

徴収対象期間中になされた以下に掲げるＡＴＭからの入金及び他人名義の振込みの合計〇〇〇〇円。

・〇〇口座へのＡＴＭからの入金（〇回・〇〇〇〇円）
・〇〇口座への〇〇〇〇氏からの振込み（〇回・〇〇〇〇円）及び〇〇〇氏からの振込み（〇回・〇〇〇〇円）
・〇〇口座への〇〇〇〇氏からの振込み（〇回・〇〇〇〇円）及び〇〇〇氏からの振込み（〇回・〇〇〇〇円）

なお、徴収対象期間より前になされた〇〇口座へのＡＴＭからの入金並びに〇〇〇〇氏及び〇〇〇〇氏からの振込みについては、処分庁は収入認定を行っていない。

(イ)　処分庁が算定した加算金

上記(ア)に、100分の40を乗じて得た〇〇〇〇円。

(ウ)　処分庁が算定した徴収対象額

上記(ア)及び(イ)を合計した○○○○円。

(エ)　処分庁が算定した原処分額

処分庁が徴収期間中に支給した保護費の総額から、別事案による徴収決定がなされた額を除いて計算した○○○○円が上記(ウ)の徴収対象額を下回っていたため、原処分額を○○○○円と算定している。

イ　平成30年８月30日、処分庁は審査請求人に対して、「保護費の徴収について（平成30年８月30日付け○○○第○○号）」を手交したこと。

（２）　本件処分の妥当性について

上記(１)により、認定した事実を勘案した結果、以下のように判断する。

①　本件収入認定の妥当性について

審査請求人は、本件処分のうち○○○○氏からの振込額（計○回・○○○○円。）及びＡＴＭからの入金額（○回・○○○○円）以下、２つの額を合わせて「争う額」という。）に相当する保護費を徴収する部分に限定して争い、その余の部分については認めるものと解されるから（上記第２、１、(２)及び第３、２、(１)、②、ア、(ア)）、以下、争う額についてこれを本件収入に算入したことの妥当性について検討する。

ア　審査請求人による争う額の活用可能性

審査請求人は、争う額については、貸与期間中に○○氏によって使用されたものであり、かつ、同期間中の○○口座の管理については審査請求人の関与が排除されていたから、争う額は、審査請求人の最低限度の生活の維持のために活用可能な資産ということができない。

したがって、処分庁に対して、争う額の振込み及び入金の事実を申告せず保護を受給したことをもって、法第78条第１項の「不実の申請その他不正な手段により保護を受けた」ものと評価することはできないと主張するものと解される。以下、当該主張の当否を検討する。

保護の補足性を定める法第４条第１項中「利用し得る」とは、「総じて利用するかしないかが何等特別の条件の成就をまつことなく、当人の意思だけで左右できること」とされている（『改訂増補　生活保護法の解釈と運用（復刻版）』（厚生省社会局保護課長　小山進次郎著（中央社会福祉協議会、昭和50年３月１日発行）121頁）。

すなわち、被保護者が支配可能な資産が現実に増加している場合に、これを処分庁に申告することなく保護を受給した者は、法第61条の届出義務の不履行であると同時に法第４条の補足性の原則に反することとなるものである。

これを本件についてみると、①○○口座は、審査請求人の個人名義で開設されていること、②原則として毎月、審査請求人のガス使用料金に近似する金額が○○口座に預け入れられていること、③○○口座に係るキャッシュカードは○○氏に貸与されていたとしても、その預金通帳は審査請求人が管理していたことが認められることからすれば、審査請求人名義の○○口座は、審査請求人において、預入れ及び払戻しの取引きをいつでも行うことができる状態にあったものであり、その預金は、貸与期間中にあっても審査請求人に帰属する財産であって、審

査請求人において、支配可能な状態に置かれていたものと推認することができる。

イ　審査請求人の反論

これに対して、審査請求人は、貸与期間中の〇〇口座の管理は〇〇氏のみが行える状態にあったから、審査請求人は争う額に係る取引について関与していないと反論する。そして自称経営者の電話での申立てにもこの主張に沿う部分がある。

しかしながら、貸与期間中の〇〇口座での取引につき、〇〇氏にキャッシュカードを貸与するに至った理由や、自称経営者と〇〇氏が同一人物であること及び当該取引きに当たって審査請求人が関与できない状態であったことを裏付ける客観的かつ的確な証拠について、審査請求人から、処分庁に対して、また、本件審理手続中においても、提出されていない。

ウ　審査請求人の主張の信用性

（ア）　審査請求人が〇〇氏に貸与していた物件関係

審査請求人は、審査請求書において〇〇氏に貸与していたのは〇〇口座の「キャッシュカード」であると主張するとともに、令和元年 12 月９日付け審理員あて回答書においても、〇〇氏に貸与したのは預金通帳ではなく「キャッシュカード」であると回答している。

しかしながら、本件処分以前、ＣＷに対して、貸与していたのは〇〇口座の「預金通帳」であると２回にわたって申述し（平成 30 年６月 20 日及び同年７月４日）、その後、〇〇氏に貸与したのは預金通帳ではなく「キャッシュカード」であると前言を翻している（同年９月 18 日）。

（イ）　審査請求人の事実確認への協力の態様

審査請求人は、ＣＷに対し、上記(ア)の〇〇氏に貸与した物件（預金通帳）について、一旦は〇〇氏から返却を受けたと述べた（平成 30 年６月 20 日）。しかしながら、後日、事実確認のために〇〇口座及び〇〇口座の預金通帳の提出をＣＷに求められた際は手元にないと一旦拒絶した後、ＣＷからの返却を受けたはずであるとの追及を受けるや、自宅にあったと訂正している（同年７月４日）。

また、ＡＴＭからの入金に関してその経緯を問われると、「他の人にも迷惑がかかる」と述べて一定の事情を知りながら回答を拒否して事実を隠蔽する態度を示している（同年９月 18 日）。

（ウ）　ＡＴＭからの入金関係

審査請求人は、ＣＷに対し、ＡＴＭからの入金は、審査請求人の収入ではなく、第三者に頼まれて行ったものである旨述べている（平成 30 年９月 18 日）。

しかしながら、当該入金には頻回の審査請求人自身によるガス利用料金の預入れも含まれていると主張しており、事実との不整合がある。

（エ）　小括

以上検討したところによれば、上記(ア)ないし(ウ)のとおり、審査請求人はその申述内容を変遷させており、このような審査請求人の申述の内容や態様を鑑みると、その申述は曖昧で一貫せず、全体として、信用性が低いことは明らかであり、貸与期間中の○○口座の管理について、審査請求人が排除されていたとは認められず、他にこれを認めるに足る証拠はない。

したがって、争う額の経済的利益は、貸与期間の内外を問わず審査請求人に帰属し、その支配可能な状態に置かれていたというべきである。

エ　審査庁による判断

徴収対象期間中の○○口座に係る預金通帳の摘要の項中に「○○○○○○○」又は「○○○○○○○」に対する出金の記録が合計○件（H26.4.14～H30.4.13）あり、そのうち、当該出金の同日又は前日に当該出金額に近似した入金の記録があるものが○件（H26.4.14～H29.11.14）・総額○○○○円ある。

審査請求人によれば、これらは、ガス使用料金の支払いのための入金額（以下「ガス入金額」という。）であるところ、その入出金の時期及び金額からして、審査請求人の主張は信用できることから、本件収入については、ガス入金額を控除した○○○○円（○○○○円－○○○○円。以下「修正後本件収入」という。）に修正されることが妥当である。

②　法第78条第1項（加算金に係る部分を除く）の適用について

本件については、上記で示したガス入金額を除き、法第78条の条項を適用する際の基準である「届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき。」及び「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書又は資産申告書が虚偽であることが判明したとき。」（平成18年国課長通知）に該当するものと判断され、処分庁が本件について法第78条第1項を適用することとしたことには妥当性がある。

③　加算金の徴収について

次に、本件に係る加算金の徴収については、加算金を徴収することが妥当と考えられる基準である「必要な調査に協力しない」「不正受給期間が長期にわたる」といった状況が見受けられ、平成24年国課長通知及び市通知に該当するものと判断されることから、処分庁が、加算金の徴収を決定したことには妥当性がある。

④　審査庁の算出による徴収対象額について

審査庁において、本件に係る徴収対象額を算出すると以下のとおりである。

ア　修正後本件収入は、○○○○円である。

イ　次に、徴収金の加算については、保護費を支弁した時点を基準として考えるべきものであり、加算金の徴収が可能となる生活保護法の一部を改正する法律（平成25年法律第104号）の施行日である平成26年7月1日（以下「加算開始日」という。）以前に支弁された保護費は加算の対象とならないとされている。

一方、不正行為が加算開始日以前に行われた場合にあっては、当該不正行為を原因として加算開始日以降に支弁された保護費がある場合には、当該保護費は加算の対象となるというのが厚生労働省の見解である。

これを本件についてあてはめると、加算の対象となる徴収金は、修正後本件収入のうち加算開始日以降のもの（○○○○円）に、修正後本件収入のうち加算開始日以前のもの（○○○○円）から徴収対象期間のうち加算開始日以前に支給した保護費の合計（○○○○円）を控除した額（○○○○円）を加えた額（○○○○+(○○○○－○○○○)＝○○○○円）となるから、修正後の加算金は○○○○円（○○○○円×40/100）となる。

よって、本件に関して処分庁が審査請求人から徴収すべき額は、加算開始以前に支給した保護費の合計○○○○円（①）に、上記段落で計算した○○○○円（②）に修正後加算金○○○○円（③）を加えた額の○○○○円（④＝②＋③）の合計、すなわち、○○○○円（⑤＝①＋④）となる。

そして、算出された徴収すべき当該額（⑤）は、処分庁が認定した原処分額○○○○円（⑥）を○○○○円下回る額である（⑥－⑤＝○○○○円）。

ウ　したがって、上記減額相当額（○○○○円）の限りで本件処分は取り消されるべきである。その余の部分については法令、平成24年国通知等の規定に従った適正な徴収であり、違法又は不当な点は認められない。

（３）　以上のとおりであるから、処分庁が、審査請求人に対して、法第78条第１項を適用し、本件処分を行ったことについては、原処分額（○○○○円）からガス入金額（○○○○円）を控除していないこと、及び加算の対象となる徴収金の算定に誤りがあった点を除き、違法又は不当な点はないということができる。

３　上記以外の違法性又は不当性について

上記以外に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

結　　論

以上のとおり、本件審査請求のうち、本件処分に係る徴収金額のうち○○○○円を超える部分については理由があるから行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第１項の規定により、また、その余の部分については理由がないから同法第45条第２項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和３年８月20日

福岡市長　　髙島　宗一郎